客室バリアフリー条例に関するよくある質問

令和 8 年 11 月
名古屋市住宅都市局建築審査課

（基準の適用）

Q　ダブルベッドや二段ベッドは、2 以上のベッドとして取り扱うのか。

A　1 のベッドとして取り扱います。

（客室内の段差等）

Q　便所及び浴室等の出入口及び内部も「一般客室内に段を設けない」の対象か。

A　対象です。ただし、浴室等に防水上必要な最低限度の高低差を設ける部分は除きます（2cm 程度）。

（客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅）

Q　便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合、どのように取り扱うのか。

A　別紙「便所又は浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものについて」をご参照ください。

（その他）

Q　一般客室の出入口に基準はないのか。

A　本条例では規定していませんが、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」において、有効幅員を 80cm 以上とすること等の基準が適用されます。